

福島県耐震改修促進計画 (改定)



令和元年7月

福島県

福島県耐震改修促進計画（改定） 構成

はじめに

- 1 計画策定・改定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 耐震化を図る建築物

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、被害の状況
- 2 耐震化の現状
- 3 耐震改修等の目標の設定
- 4 公共建築物の耐震化の目標

第2 建築物の耐震化促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る役割分担の考え方
- 2 耐震化促進を図るための支援策
- 3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができるための環境整備
- 4 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
- 5 特定優良賃貸住宅の空き家の活用
- 6 耐震改修計画の認定等による耐震改修の促進

第3 建築物の地震に対する安全性の向上を図るための啓発と知識の普及

- 1 啓発及び知識の普及に関する基本的な取組方針
- 2 地震ハザードマップの作成・公表
- 3 相談体制の充実、セミナー・講習会の開催、広報等
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 5 町内会等との連携

第4 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策

- 1 減災化の基本的な取組方針
- 2 減災化を図るための対策等
- 3 建築設備の耐震対策
- 4 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策
- 5 被災建築物応急危険度判定体制の確保

第5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

- 1 耐震改修促進法による指導の実施
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 3 所管行政庁との連携

第6 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画
- 2 関係機関との連携
- 3 その他

はじめに

1 計画策定・改定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震が直接的な原因で死亡した方の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、新耐震基準^(※)に適合していない住宅・建築物でした。

その後も、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震などが頻発しており、特に、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。このように、日本では大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、とりわけ宮城県沖地震については発生の切迫性が指摘され甚大な被害が想定されることから、本県への影響も無視できない状況にあります。

政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけています。このため、住宅・建築物を大地震の振動に対して壊れないようにすること、すなわち「耐震化」が、県民の多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であります。

^(※) 新耐震基準……昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係基準のこと。これ以前の基準を「旧耐震基準」といいます。

(2) 平成25年度の計画改定

県は平成18年度に福島県耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を90%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。

しかし、次のような東日本大震災による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取組を充実・強化する必要性が生じたため、本計画の見直しを行いました。

① 東日本大震災による住宅及び建築物の甚大な被害

東日本大震災により、県内では住宅が全壊約2万棟、半壊約7万棟、一部損壊は約16万棟の合計約25万棟の家屋や、その他の建築物の約2万8千棟が、全壊・半壊等の被害を受け、多くの建築物所有者等が建て替えや修繕を余儀なくされています。

沿岸部においては、津波による被害が多いと考えられますが、震源地から離れた中通り、会津地方においても、全壊が約5千棟、半壊が約3万6千棟、一部損壊が約10万棟と、多くの住宅が被害を受けています。これらの住宅及び建築物の被害だけを例にみても、県内では過去に例をみない甚大な被害を受けていることが分かります。さらに、防災拠点となる建築物でも、天井や照明器具、サッシ等の落下により被害を受け、避難所等として被災者に提供できなかったものがありました。

このように、大地震により住宅や建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことや、倒壊等により避難路等をふさぎ、緊急時に通行障害の要因となることから、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び建築物の耐震化や減災化に、より一層取り組む必要があります。

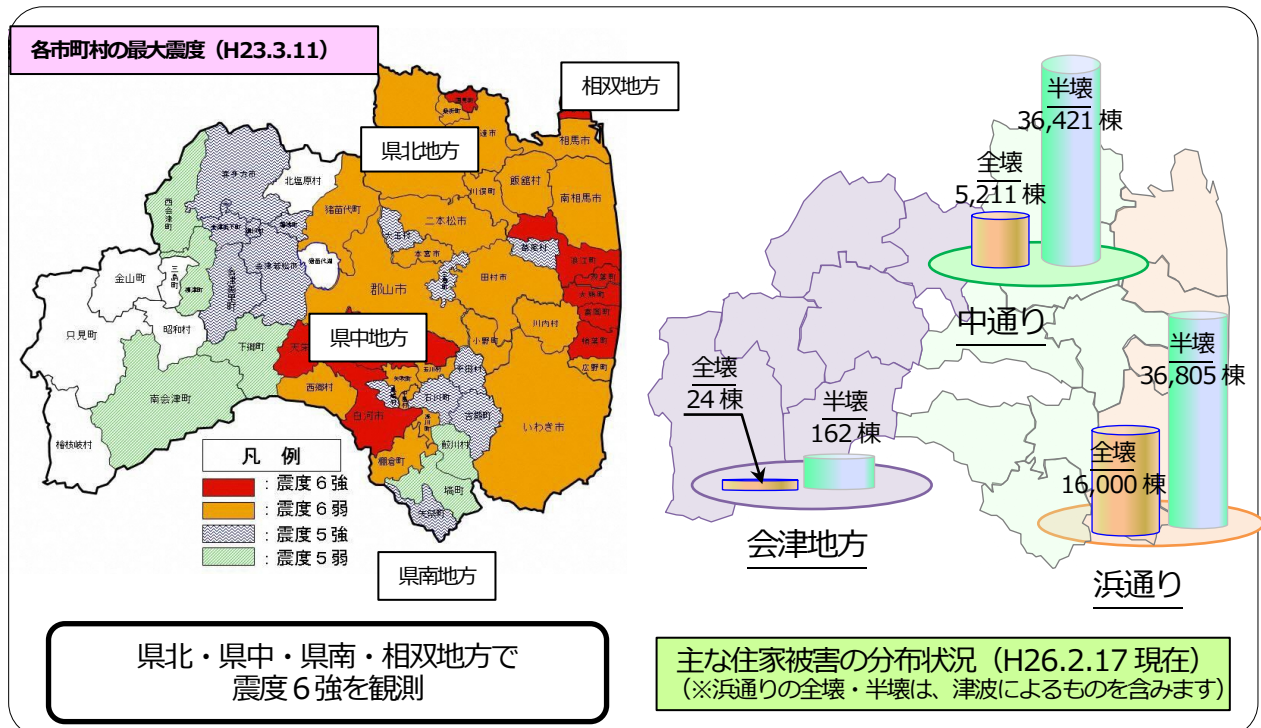


図 1 東日本大震災における家屋の被害状況

② 国における住宅の耐震化率の目標の見直し

国がこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」(平成 23 年 3 月) 及び「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月) において大規模災害に対する防災・減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を平成 32 年までに 95%としたことから、これらの計画と整合性を図る必要が生じました。

③ 平成 25 年「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するための「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「法」という。) が平成 25 年 11 月 25 日に施行され、国の基本方針も改正されたことから、法や基本方針との整合性を図る必要が生じました。

法改正の主な内容は、次のとおりです。

- ・ 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
- ・ 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ・ 耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建蔽率の特例措置の創設
- ・ 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・ 区分所有者建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

（３）平成２８年度の計画改定

平成 25 年の法律改正において、庁舎、病院、避難所等の防災拠点建築物を、都道府県耐震改修促進計画に定めることにより、耐震診断結果の報告を求めることができることとなりました。

このため、緊急に耐震化を図る必要がある建築物、及び耐震診断結果の報告を求める期限を定めることとしました。

（４）平成２９年度の計画改定

平成 25 年の法律改正において、大規模な地震時に、円滑な避難・救助活動等を実施するための緊急輸送道路等が沿道建築物の倒壊により閉塞することがないように、耐震改修計画に緊急輸送道路等を定めることにより、避難路沿道建築物の耐震診断結果の報告を求めることができることとなりました。

このため、本県において最も重要な役割を担う緊急輸送路線のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある区間を定め、また、新たに防災拠点建築物（第２次）を追加し、避難路沿道建築物と防災拠点建築物（第２次）の耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

（５）令和元年度の計画改定

平成 30 年の耐震改修促進法施行令（以下「政令」という。）の改正において、県又は市町村耐震改修促進計画において指定した避難路（緊急輸送道路）の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等について、耐震診断を義務付ける制度が創設されたことから、当該制度の取組方針について記載しました。また、新たに防災拠点建築物（第３次）を追加し、耐震診断結果の報告を求める期限を定めました。

さらに、避難路（緊急輸送道路）の沿道にある建築物の一部について、所有者の特定等に時間を要していることから、耐震診断結果の報告期限を２年延長しました。加えて、被災建築物応急危険度判定体制の確保について、「総合的な安全対策により減災化を図るための施策」として記載しました。

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等	平成27年末まで
地方公共団体が指定する緊急輸送路等の避難路沿道建築物	地方公共団体が指定する時期まで
都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	都道府県が指定する時期まで

全ての建築物の耐震化の促進

- マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設

建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建蔽率の特例
 - 新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建蔽率の特例措置の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
 - 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例3/4→1/2）
- 耐震性に係る表示制度の創設
 - 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

図2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

2 計画の位置付け

本計画は法第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針^(※)を踏まえて、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するもので、図4に示す「福島県地域防災計画・震災対策編」、「福島県住生活基本計画」、「福島県復興計画（第三次）」等を踏まえるとともに、「既存建築物総合防災対策推進計画要綱（平成7年12月改正）」の内容を見直し、必要部分を継承したものとしています。

^(※) 国の基本方針……建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年1月25日）

3 計画の期間

本計画は平成 18 年度から令和 2 年度までの 15 年間とします。

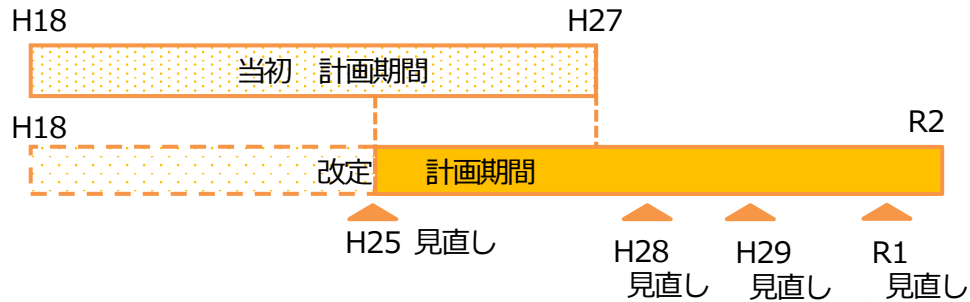


図3 計画期間の見直し

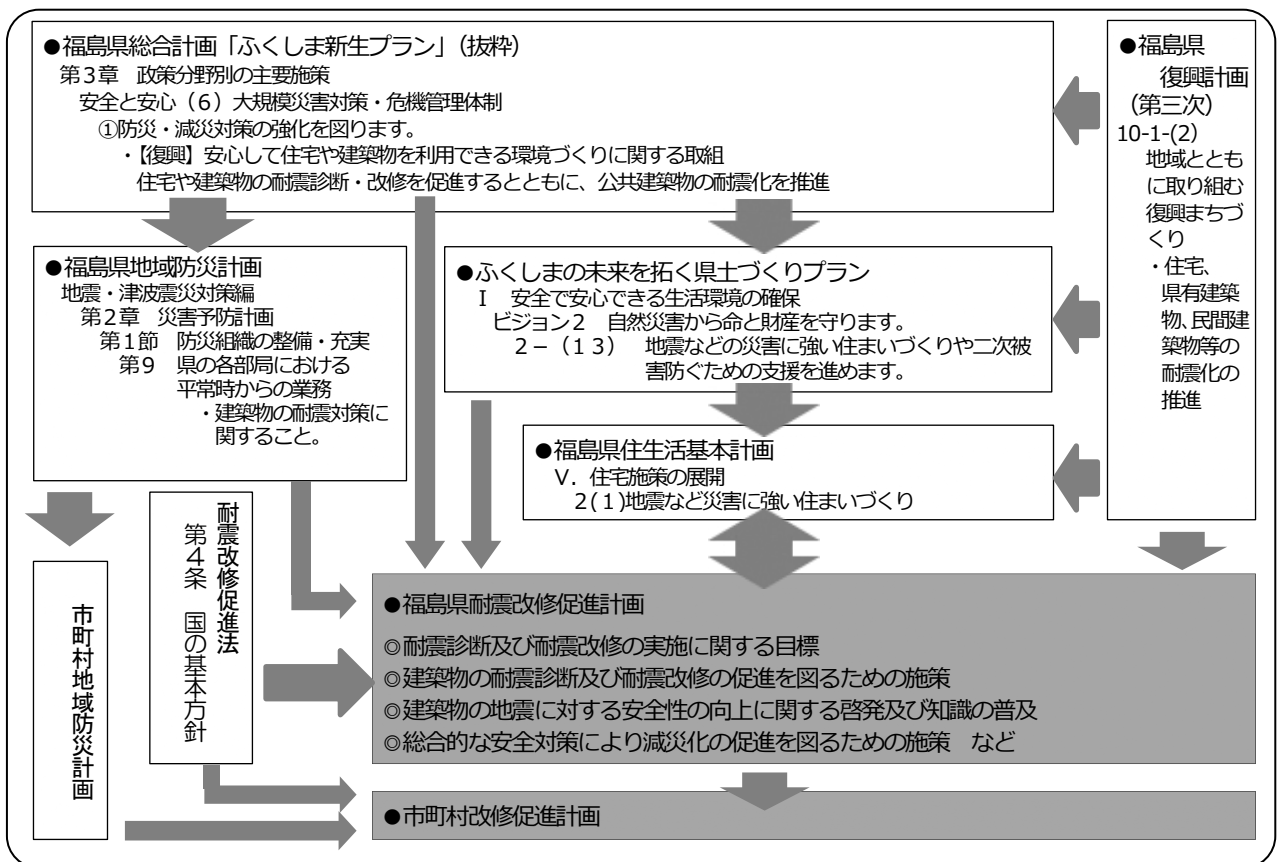


図4 福島県耐震改修促進計画の位置付け

4 耐震化を図る建築物

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、(1)から(5)のうち、旧耐震基準により建設された建築物（「既存耐震不適格建築物」）を対象とします。

また、公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進します。

(1) 住宅

県民の生命・財産を守ることはもとより、減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。

(2) 特定建築物

本計画においては、法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数 3 以上かつ床面積 1,000 m²以上のもの等」(表 1 参照)を「特定建築物」とします。

特定建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となり、「特定既存耐震不適格建築物」のうち一定用途・規模以上のものが、所管行政庁の耐震診断や耐震改修の指示の対象となる「指示対象建築物」(表 1 参照)となります。

また、「指示対象建築物」のうち、法附則第 3 条第 1 項に規定する、特定既存耐震不適格建築物であって地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの等が、「耐震診断義務付け大規模建築物」(法は「要緊急安全確認大規模建築物」という。)(表 16 参照)となります。

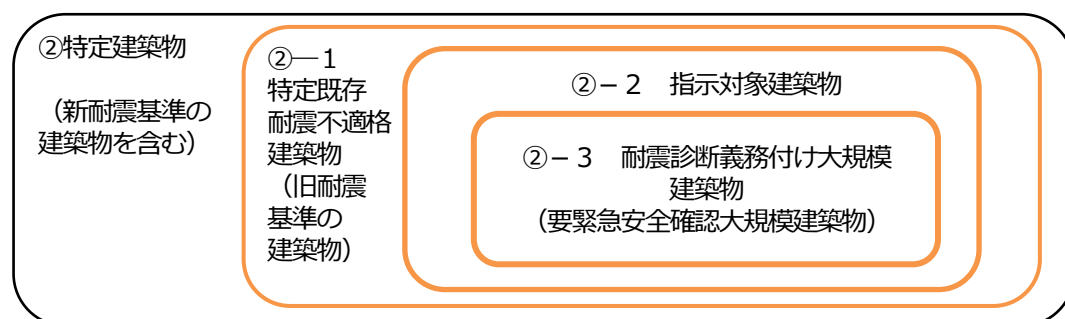


図 5 特定建築物と特定既存耐震不適格建築物等との関係図

(3) 小規模建築物等

(1) 及び (2) 以外のマンションや小規模建築物等についても県民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点から、耐震化を促進します。(法第 16 条)

(4) 防災上重要建築物

「既存建築物総合防災対策推進計画要綱」により県が耐震化を進めてきた特定建築物以外の建築物 (表 17 参照)

- ・ 防災拠点施設
- ・ 避難施設
- ・ 緊急医療施設
- ・ 居住施設

(5) 大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物 (防災拠点建築物)

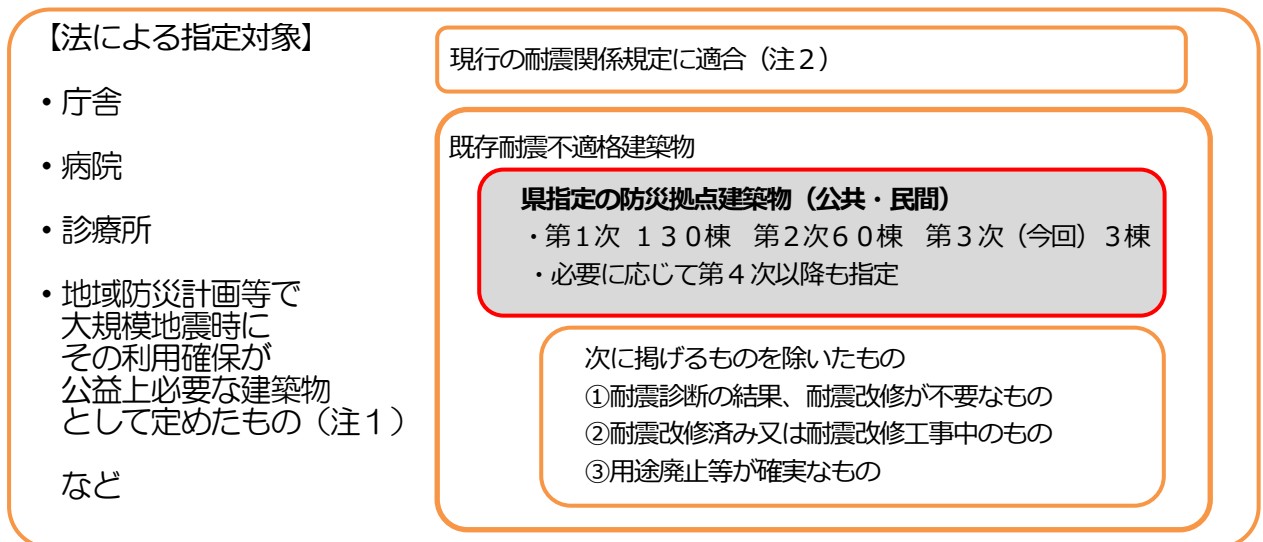
法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、本計画に記載することで、耐震診断を義務付けることとなる「防災拠点建築物」(法第 7 条の「要安全確認計画記載建築物」をいう。)を表 19 (第 1 次)、表 20 (第 2 次) 及び表 21 (第 3 次) のとおり指定します。

防災拠点建築物は、法第 5 条第 3 項第 1 号に定める既存耐震不適格建築物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

- ①耐震診断の結果、耐震改修の必要がないとされたもの。
- ②耐震改修済み又は耐震改修工事中のもの。

③用途廃止、建替又は防災拠点建築物の用途以外への用途変更の予定のあるもので、当該事業の確実性を工事請負契約書、予算書、公表済事業計画書等で確認できるもの。

なお、防災拠点建築物の耐震診断結果の報告期限は、表 19（第 1 次）の建築物については平成 30 年 12 月 31 日、表 20（第 2 次）の建築物については令和元年 12 月 31 日、表 21（第 3 次）の建築物については令和 3 年 12 月 31 日とします。



（注 1）①市町村地域防災計画で大規模地震時の利用確保が必要である旨の記載があるもの、又は記載が確実であるもの。

②市町村と建築物所有者等で、大規模地震時における被災者受入やサービス提供等に関する協定等を締結したもの。

（注 2）昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築等したもの。

図 6 防災拠点建築物（法第 5 条第 3 項第 1 号）の指定イメージ

（6）大地震時にその円滑な通行を確保すべき避難路（緊急輸送道路）及びその沿道建築物（避難路沿道建築物）

大地震によって建築物が倒壊した場合に、道路が閉塞し、市町村の区域を超える広域のかつ円滑な避難を困難にすることを防止するため、その沿道の建築物に耐震診断を義務付けることとなる避難路（緊急輸送道路）として、福島県地域防災計画に定める緊急輸送路線の内から、表 22 の 5 路線及びその区間を、法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき本計画で指定します。

路線・区間の指定の考え方は、次の全てに該当するものを対象とします。

- ① 福島県地域防災計画に定める緊急輸送路第 1 次確保路線
- ② DID（人口集中）地区に係る区間
- ③ バイパス機能を有する区間を除く

また、避難路沿道建築物の耐震診断結果の報告期限は、令和 3 年 12 月 31 日とします。

耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物（法第 5 条第 3 項第 2 号の「通行障害既存不適格建築物」をいう。）は、次の①～③の全てに該当するものです。

- ① 指定した避難路（緊急輸送道路）の区間に敷地が接する建築物
- ② 昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物
- ③ 大地震時に倒壊することにより避難路（緊急輸送道路）の過半を閉塞するおそれがある高さの建築物（図7参照）

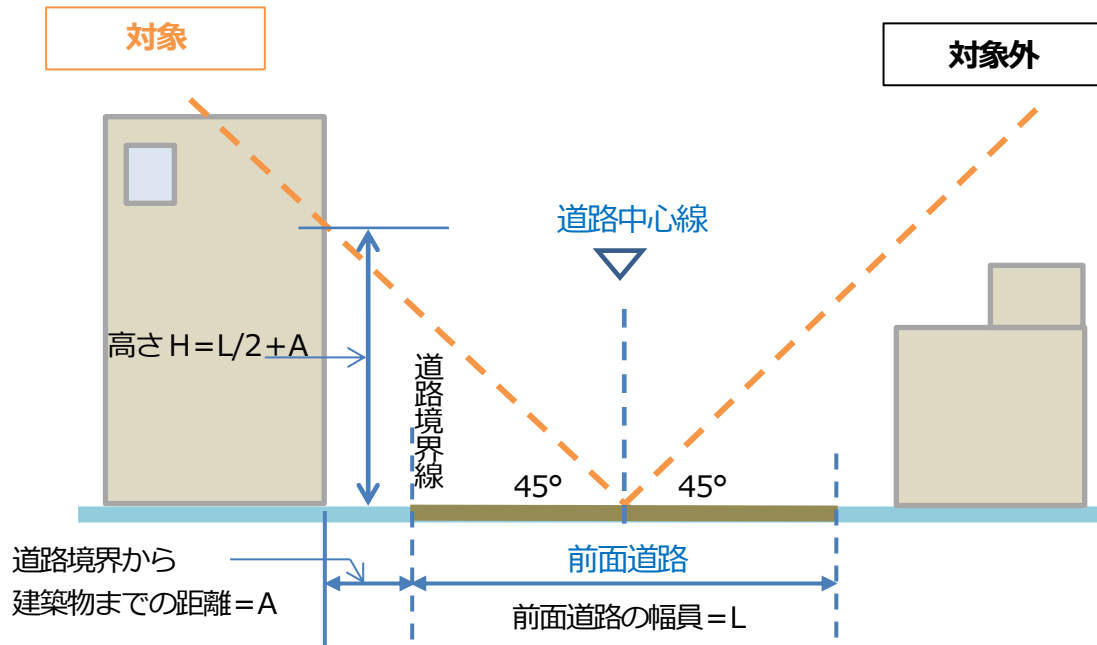


図7 避難路沿道建築物の対象となる高さの建築物（道路幅員が12mを超える場合）

表 1 特定建築物等 用途・規模要件一覧

法 政令第 6条 第2項	用 途		法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物	
法第14条第1号（特定建築物）	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1 階数2以上かつ、500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場		階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上
		ホテル、旅館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
		事務所		階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		工場（危険物の貯蔵場等を除く）			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上
法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物		

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 「福島県地域防災計画」における地震の想定

「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」においては、その前提として、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震の4種類（内陸部3、海洋部1）の地震を設定しており、想定の結果、建築物等に対して表2に示す地震被害の発生が想定されています。

表2 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 平成29年修正）

想定区分	①福島盆地西縁断層帯	②会津盆地西縁断層帯	③双葉断層	④福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306 棟	11,031 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造大破棟	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
死者（夜/昼）	840 人/327 人	749 人/278 人	553 人/203 人	346 人/131 人
負傷者（夜/昼）	4,323 人/ 4,343 人	4,604 人 /4,476 人	2,908 人 /2,948 人	1,632 人/ 1,661 人
避難者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

- ①福島盆地西縁断層帯地震（図14-1参照）……福島盆地の西縁部直下で発生。福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など震源域を中心に広い範囲に大きな揺れの発生を予想。
- ②会津盆地西縁断層帯地震（図14-2参照）……会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生を予想。会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心に会津坂下町、会津若松市、会津美里町などで強い地震動の発生を予想。
- ③双葉断層地震（図14-3参照）……福島県浜通り地方北部を震源。相馬市、南相馬市を中心に新地町、飯館村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定。
- ④福島県沖地震（図14-4参照）……いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で大きな揺れの発生を予想。

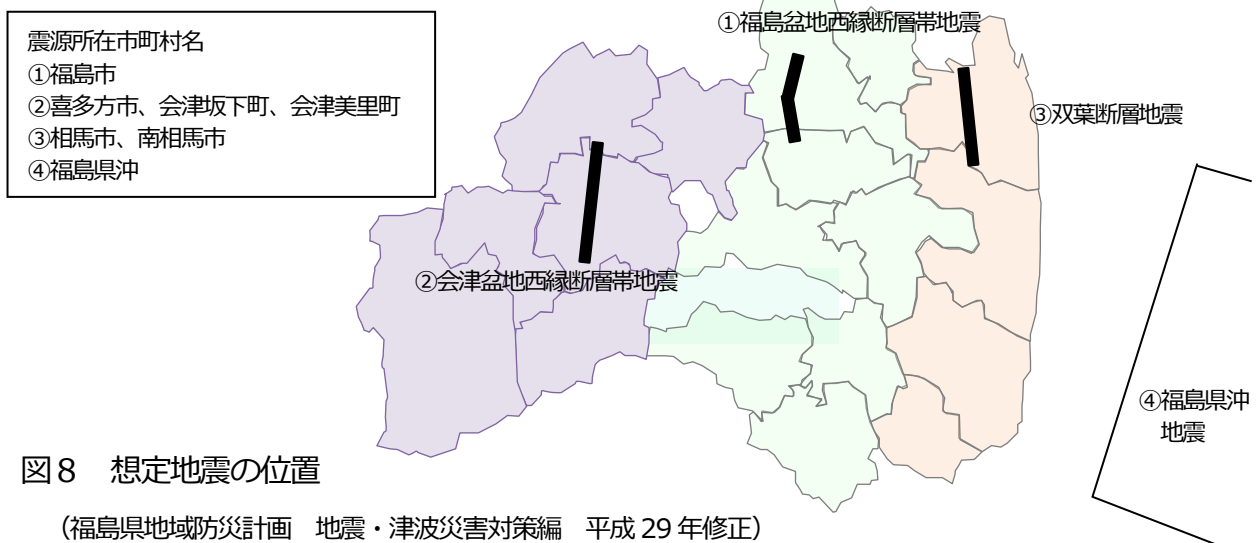


図8 想定地震の位置

（福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 平成29年修正）

(2) 「宮城県沖地震」の想定

政府の地震調査研究推進本部が公表した「宮城県沖地震」の発生確率は、平成 26 年 1 月 1 日を基準日として 10 年以内に 30%程度、30 年以内に 60%程度、50 年以内に 80%となっています。想定マグニチュードは 7.0～7.3 程度ですが、平成 23 年度東日本大震災の発生に伴い、今後もマグニチュード 7.0 を超える余震の発生が見込まれています。

昭和 53 年の「宮城県沖地震」では、県北地方及び相双地方北部で震度 5 を記録し、建築物被害は、全壊 6 棟、半壊 50 棟の報告があり、800 戸以上の住宅に何らかの被害を受けています。

平成 17 年の「宮城県沖を震源とする地震」では、宮城県で最大震度 6 弱を記録し、住宅被害 326 棟でしたが、福島県においては最大震度 5 強にもかかわらず、住宅被害はその 1.7 倍に上る 554 棟でした。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 3 条の規定により、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町が防災対策推進地域として指定されており、この地域では震度 6 弱以上の地震発生が見込まれています。

このため、今後発生するものと予想される「宮城県沖地震」においては、県北地方及び相双地方の北部において前回と同程度かそれ以上の建築物の被害が想定されます。

2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成 25 年住宅・土地統計調査によると県内の住宅総数約 686,000 戸のうち、約 559,700 戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は約 81.6%となっています。

耐震性が不十分な住宅は平成 20 年の約 169,400 戸から平成 25 年の約 126,300 戸へと 5 年間で約 43,100 戸減少しましたが、大部分が建替えによるものと推測されます。また、東日本大震災において、住宅の被害は全壊が約 2 万棟、半壊が約 7 万棟となっており、建替えによる耐震化は今後も進むものと推測されます。

表 3 住宅の耐震化の現状

(平成 25 年 住宅・土地統計調査による戸数)

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
木造	318,200	202,800 79,100	521,000	397,300	76.3
非木造	137,400	27,600 25,000	165,000	162,400	98.4
合 計	455,600	230,400 104,100	686,000	559,700	81.6

- ・住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。
- ・平成 15 年度に本県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和 55 年以前の木造住宅のうち 33%を耐震性能有とした。
- ・非木造住宅のうち、昭和 46 年以前のものは耐震性能がないものと見なした。

(2) 特定建築物

平成 31 年 3 月末時点（見込み）において特定建築物（新耐震基準の建築物を含む。）が総数 6,717 棟存在します。このうち 5,665 棟（84.3%）は、耐震性能を有することを確認しています。また、昭和 56 年 5 月以前に建設された特定建築物（＝特定既存耐震不適格建築物）のうち、耐震診断を実施した建築物は 1,820 棟（67.7%）です。

表 4 特定建築物の耐震化の現状

（平成 30 年度調査による棟数：平成 31 年 3 月末）

区分	昭和 56 年 6 月以降の 建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前の 建築物②	耐震診断 実施棟数	耐震診 断率 (%)	耐震性 能有 ③	基準強 度不明 な棟数	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能 有建築物 数⑤ (①③)	耐震化 率 (%) ⑤/④
特定 建築物	4,030	2,687	1,820	67.7	1,635	1052	6,717	5,665	84.3
公共	2,025	1,719	1,662	96.7	1,534	185	3,744	3,559	95.1
民間	2,005	968	158	16.3	101	867	2,973	2,106	70.8

(3) 危険物の貯蔵場等の建築物

県内には、法第 14 条第 2 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が 207 棟あり、このうち耐震性能を有している建築物は 3 棟のみです。

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

大規模地震が発生した際、死者数及び経済被害額を被害想定から半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させる観点から、本県の住宅の耐震化率について、平成 25 年度の 81.6%を平成 27 年度末までの 90%の中間目標を経て、令和 2 年度末までに 95%とすることを目標とします。

これまでの傾向より、令和 2 年度には昭和 55 年以前に建築された住宅が約 16 万戸となり、耐震化率は約 90%を超えるものと推計されます。

令和 2 年度までに耐震化率 95%を達成するためには、今後約 3.7 万戸の耐震化を図る必要があり、老朽化した住宅の除去・建替等を促進するとともに、現在の耐震改修のペースを早めることが必要です。

耐震化の促進を図るためには、耐震診断の実施が不可欠であり、今後 4 年間で耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数と同等の耐震診断を行う観点から、約 3.7 万戸の耐震診断を促進します。

なお、住宅の耐震化率の目標の達成状況については、5 年毎の住宅・土地統計調査の結果が公表され次第速やかに分析、推計し検証します。

(2) 特定建築物

大規模地震が発生した際、人的及び経済被害額を半減するために特定建築物の耐震化率についても平成 27 年末までの 90%の中間目標を経て、更なる耐震化を進めるため、令和 2 年度までに 95%とすることを目標とします。

特定建築物の用途ごとの耐震化率の目標値を表 5 に示します。

表5 耐震化率の目標値

耐震化率の区分	計画策定時 (H18 年度)	現況 (H30 年度末)	中間目標値 (H27 年度)	最終目標値 (R2 年度)
住宅 (※国の住宅・土地統計調査)	73.7% (H15 調査)	81.6% (H25 調査)	90%	95%
特定建築物 (階数3以上かつ床面積 1,000㎡以上のもの等)	60.8%	84.3%	90%	95%
防災拠点施設 (庁舎・公益上必要な施設)	52.4%	88.9%	95%	97%
避難施設(学校・体育館等)	51.7%	92.7%	95%	97%
緊急医療施設(病院・診療所)	41.7%	65.5%	90%	95%
居住施設(共同住宅・宿泊施設)	74.4%	82.8%	90%	95%
不特定多数が利用する施設 (物販店等)	45.1%	62.5%	85%	90%
多数が利用する施設 (工場・事務所等)	60.4%	75.0%	85%	90%

令和2年度までに耐震化率95%を達成するためには、平成30年度実績から見て今後約720棟について耐震化を図る必要があり、現在の耐震改修のペースを早めることが必要です。

また、耐震化を促進するためには、耐震診断が不可欠であり、耐震化が必要な約720棟のうち、耐震診断未実施の建築物について耐震診断を促進します。

(3) 重点的に耐震診断・耐震改修に取り組む必要のある建築物等

耐震性能の低い建築物や想定震度6強以上の揺れが予想される地域内の建築物においては、表6のように重点的に耐震化に取り組む必要があります。

表6 重点的に耐震診断・耐震改修に取り組む必要のある建築物

対象建築物	重点的に取り組む理由	取組内容
耐震性能がIランク ^(※1) と評価された建築物	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	優先的に耐震改修を進める
福島市、二本松市、伊達市、桑折町、会津若松市、会津坂下町、会津美里町、喜多方市、猪苗代町、飯舘村の地域内にある建築物	福島県地域防災計画の想定地震によって震度6強以上の揺れが予想されるため	目標達成期間を早める
いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町 ^(※2) 、大熊町 ^(※2) 、双葉町 ^(※2) 、浪江町 ^(※2) 、新地町の地域内にある建築物	日本海・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されているため	

(※1) …(耐震性能ランクについては、表18参照)

(※2) …富岡町、大熊町、双葉町、浪江町においては、福島第一原発事故を起因とする原子力災害によって指定された警戒区域等の見直し後より、重点的な取組を行うものとします。

4 公共建築物の耐震化の目標

(1) 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物（市町村が所有する建築物を含む。）については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難所としての活用、病院は災害による負傷者の治療など、それらの多くが震災対策の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識の下、公共建築物の耐震化の促進については、率先して取り組むこととします。

また、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断を実施した場合は、速やかにその公表に努めます。

市町村有建築物については、各市町村において、用途ごとに耐震化の目標を設定し、耐震改修が図られるよう、県は必要な助言及び情報提供を行うものとします。

(2) 県が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

① 県有建築物の耐震化の状況

県が所有又は管理する建築物（以下「県有建築物」という。）は、総数約 6,000 棟あり、本計画を踏まえて策定した「県有建築物の耐震改修計画」において対象とする建築物を次のアとイの建築物（以下「対象建築物」という。）とし、このうち旧耐震基準により建設された建築物の耐震化を進めます。

ア 県の地域防災計画で指定された防災上重要建築物

防災拠点、避難施設、緊急医療施設

イ 特定建築物

法第 14 条第 1 号の規定による多数の者が使用する一定規模以上の建築物

県では、平成 20 年度までに対象建築物及び全ての県営住宅を合わせた 873 棟の耐震診断を行い、その結果、406 棟で耐震性能が不十分であることが判明しました。

このため、計画的に耐震化を進めてきたところであり、平成 31 年 4 月 1 日現在では、対象建築物 1,478 棟のうち、使用停止中を除いた 1,443 棟において、昭和 55 年以前の建築物は 765 棟で、そのうち、748 棟の建築物が耐震性能を有し（耐震性能が A ランク又は B ランク）、17 棟の建築物で耐震性能が不十分（耐震性能が C ランク又は D ランク）となっています。

この結果、平成 31 年 4 月 1 日時点の耐震化率は 98.8%となり、令和 2 年度末目標 98%以上を 0.8 ポイント上回りました。

なお、県有建築物の耐震化の状況については、毎年度末の状況を速やかに公表します。

表7 県有建築物の耐震化の状況

(平成31年4月1日調査による棟数)

区分		昭和56年 以降の 建築物数 ①	昭和55年以前の 建築物数 ② 耐震性有③	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 ^(※2) (%) ⑤/④
防災上重要建築物	①防災拠点施設	75	85 73	160	148	92.5
	②避難施設	272	498 496	770	768	99.7
	③緊急医療施設	6	11 11	17	17	100.0
	小計	353	594 580	947	933	98.5
特定建築物 ^(※1)		325	171 168	496	493	99.4
合計		678	765 748	1,443	1,426	98.8

(※1) 特定建築物には、防災上重要建築物を含まない。

(※2) 耐震化率については、以下のaに該当する建築物を含めない。

a 原発事故による避難指示区域の指定等により使用停止となったもの(35棟)

表8 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性能 ランク	建築物の構造耐震 指標値(Is)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能)
A	$Is \geq Iso$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	$Iso > Is \geq 0.6$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いが、施設機能が確保できないおそれがある。
C	$0.6 > Is \geq 0.3$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
D	$0.3 > Is$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

② 県有建築物の耐震化の目標

これまで、対象建築物の耐震化率の目標は、「3 耐震改修等の目標の設定」を踏まえ、令和2年度末までに**98%以上**として耐震化を進めてきたところですが、平成31年4月1日時点の耐震化率は98.8%となり、耐震化率の目標を達成していることから、今後とも速やかに、対象建築物全ての耐震化を図ります。

福島第1原子力発電所事故による避難指示区域内の建築物については、区域の見直し後、速やかな再開に向けて耐震化を図ります。

(3) 公的賃貸住宅の耐震化の目標設定

公営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅の公的賃貸住宅総数約4万戸のうち旧耐震基準により建設された住宅は約2万2千戸です。

表9 公的賃貸住宅の耐震化の状況

(平成30年8月調査による戸数)

区分	昭和56年 以降の公的賃 貸住宅 ①	昭和55年以前の 公的住宅②	公的住宅数 ④ (①+②)	耐震性能有 公的住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
公営住宅	22,204	19,960 19,401	42,164	41,605	98.7
特定公共 賃貸住宅	540	0 0	540	540	100
改良住宅	156	1,368 1,368	1,524	1,524	100
合 計	22,900	21,328 20,769	44,228	43,669	98.7

・除却予定が明確な住宅は上記に含まない。

県及び市町村は、平成7年度から公的賃貸住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めており、総数44,228戸のうち耐震性が確認された住戸は43,669戸(98.7%)となりました。今後は、できる限り早期に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。



写真1-1 耐震改修工事（施工前）



写真1-2 耐震改修工事（施工後）

第2 建築物の耐震化促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る役割分担の考え方

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、県、市町村、住宅・建築物の所有者や管理者（以下「所有者等」という。）、関係団体等が以下に示すその役割を認識し、意識的に取り組む必要があります。

① 県

県は、所有者等や市町村の耐震化に関する取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、耐震化の促進に必要な施策を講ずるとともに、自ら所管する県有建築物の耐震化について、率先して取り組むこととします。

② 市町村

市町村は、住民にもっとも身近な公共団体として、地域において、優先的に耐震化を図るべき建築物や重点的に耐震化を促進する区域を設定して、住宅・建築物への支援策を構築するとともに、自治会等を通じた地域住民との連携により、より即地的な取組が期待されています。

③ 住宅・建築物の所有者等

国土交通省が実施したアンケート結果（資料編参照）によると、自分の家は大丈夫という思いや耐震改修のコスト、業者選定の不安等により、耐震化が進まない状況にあります。

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者等は、自らの問題・地域の問題としての意識を持ち、地震防災対策として自助努力により取り組むことが必要不可欠です。

また、耐震診断が義務付けられた建築物の所有者は、その建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しなければなりません。さらに、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修に努める必要があります。

④ 建築関係団体等

建築関係団体は、県民が自ら耐震化を行う際、専門家として適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートする必要があります。

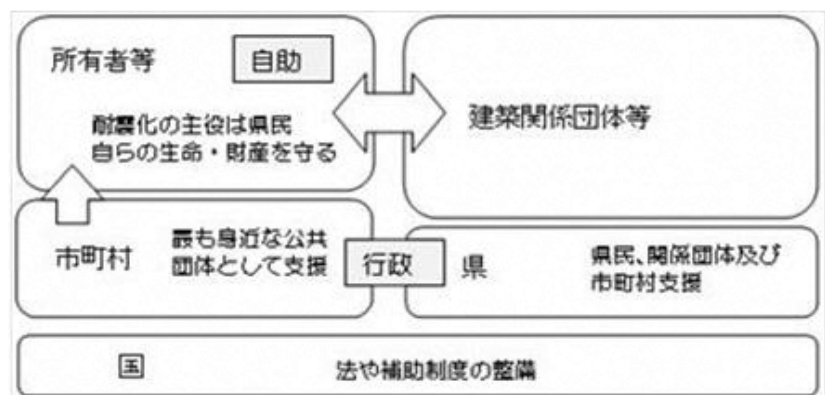


図9 行政、所有者、建築関係団体等の関係図

2 耐震化促進を図るための支援策

住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や、税の優遇措置（耐震改修促進税制、住宅ローン減税等）の活用を進めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

（１）住宅

住宅は生活の基盤であり大地震から人命を保護する必要があることから、市町村が実施している旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修の事業に対して県が支援をし、耐震化を促進します。

表 10 県の木造住宅の耐震化の支援事業（平成 31 年 4 月 1 日時点）

名称	概要	補助率等	要件
安全安心耐震促進事業（耐震診断）	木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、耐震診断に要する費用を負担する市町村に対して補助を実施	在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による木造 3 階建て以下の住宅 補助割合 国 50%、県 25%、市町村 25%	旧耐震基準で建築された戸建て木造住宅
安心耐震サポート事業（耐震改修）	耐震診断を実施した結果、木造住宅の耐震改修を行う所有者に、耐震改修工事費の補助を実施する市町村に対して補助費用の一部を補助	現行耐震基準に適合させる耐震改修工事、又は段階的な耐震改修工事 ・改修工事 100 万円 ・段階的な改修工事 60 万円 補助割合 国 11.5%、県 21.5%、市町村 17%	

また、「空き家の再生・活用」のため、旧耐震基準で建築された住宅で、現在、空き家となっている住宅を改修する際に耐震改修を併せて実施することを推奨します。



＜木造住宅耐震診断の実施＞



ホールダウン金物 設置



筋交い 設置

＜耐震改修事例：筋交い補強＞

木造住宅耐震化の取組イメージ

(2) 耐震診断義務付け大規模建築物・防災拠点建築物・避難路沿道建築物

対象建築物の所有者等に対して、国・県・市町村が連携し、耐震診断・補強設計・改修工事に必要な費用を補助します。

※国補助金：耐震対策緊急促進事業（平成31年4月1日時点）（21頁参照）

国費 1/2

国補助金 (1/6)	国交付金 (1/3)	県費 (1/3)	市町村 0~1/6 所有者 0~1/6
---------------	---------------	-------------	------------------------------

図10 耐震診断への補助

国費 1/2

国補助金 (1/6)	国交付金 (1/3)	県・市町村費 (1/2)
---------------	---------------	-----------------

図11 耐震診断（避難路沿道建築物に限る）への補助

国費 1/2

国補助金 (1/6)	国交付金 (1/3)	県・市町村費 (1/3)	所有者 (1/6)
---------------	---------------	-----------------	--------------

図12 耐震補強設計への補助

国費 1/3

国補助金 (21.8%)	国交付金 (11.5%)	県・市町村費 (11.5%)	所有者 (55.2%)
-----------------	-----------------	-------------------	----------------

図13 耐震改修工事（大規模建築物）への補助

国費 6/15

国補助金 (1/15)	国交付金 (5/15)	県・市町村費 (5/15)	所有者 (4/15)
----------------	----------------	------------------	---------------

図14 耐震改修工事（防災拠点建築物、避難路沿道建築物）への補助

(3) 住宅以外の既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進するため、市町村や事業者に対して事業の活用を支援します。

表11 建築物の耐震化の支援事業

（平成31年4月1日現在）

名称	概要	補助率等
住宅・建築物安全ストック形成事業	緊急輸送路沿道、避難路沿道、多数の者が利用する建築物、避難所等について、耐震改修の補助を実施。	【地方公共団体が実施】 国 1/3、地方 2/3 【地方公共団体以外が実施】 国 1/3、地方 1/3、事業者等 1/3 補助額：対象事業費の 1/3（上限有り）

医療施設耐震整備等整備事業	①耐震化未実施の救命救急センター等の救急医療を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関（公立、公的を除く）の耐震整備に対する補助を実施。 ②「Is 値 0.4 未満の建物」を有する第 2 次救急医療施設等又は「Is 値 0.3 未満の建物」を有する病院（公立除く）の耐震整備に対する補助を実施。	【基準額】 ①2,300 m ² （基準面積）×39,000 円 =89,700 千円 ②2,300 m ² （基準面積）×185,300 円=426,190 千円
公共施設等耐震化推進事業	地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、地方公共団体が行う防災対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進。	【防災基盤整備事業】 事業費への充当率 75%、交付税参入率 30% 【公共施設等耐震化事業】 事業費への充当率 90%、交付税参入率 50%
耐震対策緊急促進事業	耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援及び耐震診断の義務付けの対象となる建築物について、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援。令和 4 年度末までの時限措置（耐震改修工事については令和 4 年度中に補強設計に着手したものはその後支援可）。	【耐震診断（地方補助が無い場合）】 国：1/3、事業者：2/3 【耐震改修（地方補助が無い場合）】 国：11.5%、事業者：88.5% 図 10、図 11、図 12、図 13、図 14 を参照
県耐震改修促進資金	旧耐震基準で建築された事業用建築物を保有する県内中小企業が行う耐震診断又は改修工事（設計・監理、補強、建替を含む。）に必要な資金を融資する。	【運転資金】5,000 万円以内 【設備資金】2 億円以内 【融資期間】20 年以内

（４）エレベーターの防災対策改修

エレベーター事故の発生状況、東日本大震災における被害等を踏まえ、「既設昇降機安全確保緊急促進事業」により、モデル性を有する既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P 波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強装置）を実施する場合、「特に重点的・緊急的に実施する必要がある地域」として、福島県全域を指定します。

（５）金融機関との連携

県と県内金融機関は、相互連携して住宅政策を推進することを目的に平成 18 年 9 月 15 日に協定を締結し、耐震改修についても地域貢献の一環として金融機関が自ら金利優遇などの制度構築を進めています。こうした金融機関の優遇制度について広報を行うなど、連携して耐震改修の促進を誘導します。

（６）税制優遇

県と市町村は、「耐震改修促進税制等」の優遇税制の広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができるための環境整備

近年、耐震改修を名目とした悪質なリフォーム被害が増加するなか、県民が安心して耐震改修を実施できるよう、推進体制の整備を行います。

(1) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断・耐震改修に関する相談窓口を開設して相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の実施が可能な耐震診断資格者、耐震診断・耐震改修の費用を含めた事例集の作成・公表などにより、情報提供の充実に努めます。

(2) 木造住宅の耐震診断技術者の確保

木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進するためには、耐震診断を行う技術者を確保する必要があります。

このため、県は、木造住宅の耐震診断を行いたい建築士を対象に技術講習会を開催し、福島県木造住宅耐震診断者として登録し公表しています。

(3) 耐震診断及び耐震改修を推進するための体制

県は、「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」との連携を強化し、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対しても耐震診断の重要性について説明し、耐震診断及び耐震改修について推進します。

(4) 市町村有建築物への技術的支援体制

県では平成 21 年度より市町村有建築物の耐震化を進める上で、技術職員が少ない等の理由により支援を必要としている市町村へ「市町村耐震化支援チーム」を派遣し、技術的支援を行っています。

今後も市町村内の建築物の耐震化促進のための助言を行うなど積極的に支援します。

(5) 耐震診断・耐震改修の技術力の向上

木造住宅の耐震化を促進するため県内の建築士及び大工・工務店を対象に、耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上のための講習会を実施します。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「福島県地域防災計画 地震・津波対策編」の緊急輸送路（第 1 次、第 2 次、第 3 次確保路線）及び市町村の地域防災計画に定められた緊急輸送路を指定していきます。

この指定に基づき緊急輸送路沿道の既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 2 号に規定する建築物）の耐震化を図ります。

5 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

特定優良賃貸住宅^(※)の空き家を活用し、法第 17 条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規

定する資格を有する者を除く。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合は、以下の規定により、入居を認めるものとします。

(※) 特定優良賃貸住宅……特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅)をいう。

① 対象者

法第17条第3項の規定により認定を受けた耐震改修の計画(法第18条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画)に係る住宅の耐震改修を実施することが必要であると認められた者であること。

② 仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅

県内に所在する特定優良賃貸住宅で、入居者の募集をしたにもかかわらず、3ヶ月以上継続して入居者がなく、例外的に入居者を入居させることについて、知事(福島市、郡山市及びいわき市に所在する特定優良賃貸住宅については、当該市長)の承認を得た住戸であること。

③ 仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。
なお、県営住宅の活用についても今後検討していきます。

6 耐震改修計画の認定等による耐震改修の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、表12の特例措置やメリット等があることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及や促進を図ります。公共建築物については、「建築物の地震に対する安全性の認定」の表示に係る制度を積極的に活用します。

表12 認定制度の特例措置等

認定	特例措置、メリット等
耐震改修計画の認定	既存不適格建築物の耐震改修時における建築基準法等の規定の適用の特例措置(防火、容積率又は建ぺい率など)
建築物の地震に対する安全性の認定	認定を受けた旨を表視することにより建築物の利用者等がその建築物の耐震性の有無について容易に判別可能。耐震診断や耐震改修の実施のインセンティブ。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	マンション等の区分所有建築物について共用部分の変更に該当する場合の「集会の議決」要件が緩和。耐震化の促進。



耐震マーク表示制度

第3 建築物の地震に対する安全性の向上を図るための啓発と知識の普及

1 啓発及び知識の普及に関する基本的な取組方針

建築物の所有者等が安心して耐震診断・耐震改修が実施できるよう、相談体制、普及啓発及び情報提供の充実を図ります。

また、耐震化に係る費用、工法等について情報提供を行います。

さらに、県民の耐震化全般に対する不安等を払しょくするため、関係団体と連携し、相談体制の充実を図ります。

2 地震ハザードマップの作成・公表

市町村が「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」を作成・公表できるよう、支援と協力をを行います。

地震ハザードマップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとすることが必要です。また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の実情に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等についても作成・公表することが重要です。

3 相談体制の充実、セミナー・講習会の開催、広報等

（1）相談体制の充実

県庁（土木部建築指導課）及び各福島県建設事務所（建築住宅課）を建築相談窓口とし、本計画の推進に関することや耐震改修に関する技術的相談を受け付けます。

日常からの備えとして家具の転倒防止等、災害予防全般については、県庁（生活環境部）や各地方振興局（県民生活課）で受け付けることとします。

耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては、消費生活センター、建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して相談を受け付けることとします。

各市町村の建築担当課を建築相談窓口として、木造住宅の耐震診断や耐震改修の各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じることとします。

（2）ホームページの充実

インターネットを通じて耐震改修に必要な最新の情報（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制、補助制度等）を提供するため、福島県のホームページ情報の更なる充実を図ります。

（3）広報誌等の活用

県、市町村及び関係団体の広報誌等において、耐震化の促進に関する記事が掲載されるよう、積極的かつ効果的に情報提供を行います。

また、県、市町村及び関係団体が連携して、新聞、県及び市町村の広報誌並びに民間が配布する住宅関係雑誌などあらゆる広報媒体を介し、耐震診断と耐震改修を促進するための広報を行います。

さらに、建築関係団体その他が開催する県民を対象としたイベントにおいて積極的な広報活動を行います。

(4) パンフレットの作成・配布

県は、耐震診断及び耐震改修の概要や改修事例等をまとめたパンフレットを作成し、福島県建設事務所、各市町村、各建築関係団体、各金融機関等の窓口を通して、県民へ配布し、住宅の耐震化の普及啓発を重点的に実施します。

また、このパンフレット等を活用し、セミナー・講習会等、住宅月間、建築物防災週間、違反建築物防止週間等のさまざまな機会を捉えて普及啓発を図ります。

(5) 耐震出前講座の開催

県の担当者や技術者が地域に出向き、地域住民を対象に地震から命を守るための「耐震の大切さ」を学ぶ耐震出前講座を開催し、防災意識の向上を図ります。

(6) 特定既存耐震不適格建築物の所有者への啓発

特定既存耐震不適格建築物の所有者に建築物防災週間等の機会を捉えて集中的な普及・啓発活動を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

(1) 相談窓口の設置

リフォームと併せた耐震改修が所有者の負担を軽減し効率的であることから、建築相談窓口等において、それらの有効性についてきめ細やかな情報提供を行います。

公益社団法人福島県建築士会や一般社団法人福島県建築士事務所協会等と連携し、建築物調査を行う建築士や建築士事務所の情報提供を行います。

(2) 耐震化・リフォームの推進に関する啓発活動

福島県耐震化・リフォーム等推進協議会において耐震化・リフォームに関する全般的な相談を受けるとともに、特に、民間建築物の耐震化の促進に関する啓発や情報提供、セミナー等を開催します。

5 町内会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であり、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが重要です。

県内には、町内会単位ごとに自主防災組織があり、平成 26 年 4 月 1 日現在で 87.9% の組織率（自主防災組織に加入している世帯の割合）となっています。県は、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」において、平成 32 年度までに自主防災組織率を 93.7% とすることを目標値として定めており、町内会や自主防災組織等の活動を支える市町村に対して、耐震診断及び耐震改修の啓発のため、専門家や技術者の派遣等必要な支援を行います。

第4 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策

1 減災化の基本的な取組方針

東日本大震災においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材等の非構造部材の落下や、屋外の建築設備の転倒等による被害も報告されています。

また、住宅・建築物の耐震化とあわせて、家具の転倒防止策等に努め、避難時に支障をきたさないようにすることが必要です。

これらの被害を最小限にすること（＝減災化を図ること）は建築物の耐震化同様、地震から人命を守るためには重要であることから、県は減災化を促進していきます。

2 減災化を図るための対策等

（1）天井等落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井部材等の落下を防止するための対策を促進します。

特に、避難所となる学校等における非構造部材の耐震化の促進を図ります。県及び所管行政庁の各市は、建築物の所有者等に、大規模空間を持つ建築物の天井の状況を調査し、その結果を報告するよう指導するとともに、必要に応じ所有者等に対し適切な落下防止対策を講じるよう指導します。



写真2 天井落下被害状況

（2）窓ガラス脱落防止対策

窓ガラスの脱落により地震時の死傷の原因となることから、ガラス面に飛散防止フィルム貼付けや、落下の恐れがある古い窓枠の改修等を促進します。

（3）外壁部材の落下防止対策

外壁部材や外壁タイルの落下を防止するため、はく離や浮き、劣化により落下の危険性があるものについて早期の補修を促進します。

（4）家具の転倒防止対策

家具の転倒等により地震時の死傷の原因となったり、避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止の対策について促進します。



写真3 家具転倒被害状況

（5）エスカレーターの落下防止対策

エスカレーターの落下により避難の妨げとなることから、エスカレーターのかかり代を十分に設ける等の落下防止対策を促進します。

(6) 耐震シェルター等の設置

耐震化が行われていない住宅等においても地震時に命を守るという観点から耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

(7) 段階的な耐震改修

居住者の生命の安全を優先するために、耐震性能を段階的に向上させる耐震改修や、寝室や居間などの居室の部分補強を行うなど、段階的な耐震改修を促進します。

(8) 設備機器等の転倒防止対策

屋外に設置している電気温水器や自然冷媒ヒートポンプ給湯器の給湯タンク等が地震により転倒した場合、周囲の人に危害が及ぶ危険性があるため、転倒防止の対策を促進します。

(9) その他総合的な安全対策

表 13 に示す建築物等の地震に対する安全対策を計画的に促進します。

表 13 その他総合的な安全対策

安全対策	計画的に実施する対策の内容
落下物対策	1)対象：都市計画で容積率 400%以上の地域内（建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号の地域を除く。）における建築物、市町村の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難通路等に面する建築物で地階を除く階数が 3 以上のもの等 2)県及び所管行政庁の各市：自ら所有する建築物の改修を行うとともに、民間建築物の所有者に対して改修促進を指導
アーケード安全対策	1)対象：県内アーケード（雁木を含む。）。 2)県及び所管行政庁の各市：アーケードの所有者・管理者等に対して改修促進を指導。
ブロック塀等対策	1)対象：スクール・ゾーンや市町村の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難路に面するもの等、全ての既存ブロック塀、石塀等。 2)市町村：自ら所有する建築基準法施行令に規定する構造基準に適合しないブロック塀の改修に努め、また、管内の民間建築物の実態を調査し、改修を促進。 3)県及び所管行政庁の各市：自ら所有する構造基準に適合しないブロック塀の改修を行い、また、民間所有者に改修促進を指導。
エレベーター閉じこめ防止対策	1)対象：現行基準に適合しないエレベーター。 2)県及び所管行政庁の各市：エレベーターの定期調査報告の機会等を捉え、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知し、耐震安全性の確保を促進。既設エレベーターの改修等に関する問い合わせ等に適切に対応するよう相談体制を整備。 関係団体と連携・協力し、P 波感知型地震時管制運転装置、戸開走行保護装置の設置とともに、エレベーター安全装置設置済マークの表示を推進。

特にブロック塀等対策に関しては、平成 30 年の政令改正により、県又は市町村耐震改修促進計画において指定した避難路（緊急輸送路）沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等について、耐震診断を義務付ける制度が創設されました。この制度の活用等について、広域的・地域的な視点に基づき、県と市町村の役割を踏まえながら、調査・研究していきます。

また、既存ブロック塀等の安全確保については、県と市町村が一体となって啓発していくとともに、市町村からの要望を踏まえながら、県と市町村が合同で計画的に点検していきます。



写真4-1 石塀倒壊状況



写真4-2 ブロック塀倒壊状況

(出典：(一財)日本建築防災協会)

3 建築設備の耐震対策

防災拠点施設、避難施設及び緊急医療施設は、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性の確保に努めるよう指導します。

また、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、施設の機能維持に必要な非常用設備の整備に努めるよう指導します。

4 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

従来実施してきた「がけ地近接等危険住宅移転事業」の推進を図るとともに、地震時に甚大な影響を及ぼす危険な大規模盛土造成地の対策のため、「宅地耐震化推進事業」を活用します。

また、大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させるため、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用について検討します。



写真5 崖崩れ状況

5 被災建築物応急危険度判定体制の確保

地震により多くの建築物が被災した際に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定体制を確保してまいります。

県では、市町村との連携のもと平成7年から、被災建築物応急危険度判定体制の整備に努めてきたところであり、平成8年には全国被災建築物応急危険度判定協議会が設立され、広域支援体制も整備されてきたところです。

東日本大震災時の被災建築物応急危険度判定の実施状況や、他県の目標判定士数を踏まえ、登録判定士数2,000人を目標に、引き続き、被災建築物応急危険度判定士の養成及び資質の保持等、判定体制の確保に努めます。

第5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

1 耐震改修促進法による指導の実施

(1) 「耐震診断義務付け対象建築物」

① 耐震診断義務付け対象建築物である旨の周知等

法附則第3条第1項により耐震診断が義務付けられた「耐震診断義務付け大規模建築物」(法では「要緊急安全確認大規模建築物」)の所有者に、耐震診断の実施とその結果の報告が義務であることを十分に周知し、その確実な実施を図ります。

また、法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物については、段階的に本計画で指定します。

② 期限までに耐震診断結果を報告しない場合の指導等

耐震診断義務付け大規模建築物について、法で定められた期限である平成27年12月31日までに耐震診断結果を報告しない所有者に、個別の通知等により、耐震診断に必要な相当の期限を定めて報告を促します。

また、それでもなお報告しない場合には、所有者へ相当の期限を定めて耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を県報、ホームページ等で公表します。

③ 耐震診断結果の公表

法で定められた耐震診断義務付け大規模建築物の耐震診断結果の公表については、対象用途ごとの建築物の公表時期も勘案し、耐震改修の実施の検討に要する期間を考慮して行います。

また、公表後に耐震改修等が実施された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、所有者が迅速に耐震改修等に取り組んだ成果を公表します。

④ 耐震改修の指導・助言及び指示等

耐震診断義務付け対象建築物について、法第12条に基づき、耐震改修の指導・助言及び指示を行うこととし、その優先順位は表14のとおりとします。

また、正当な理由が無く、耐震診断又は耐震改修の指示に従わないために公表する建築物及びその優先順位は表14のとおりとします。

公表の方法については、法に基づくものであること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があるとあり、県報や福島県のホームページへの掲載、各福島県建設事務所、市町村で閲覧等により行います。

表 14 耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修の指導・公表の優先順位

	耐震改修の指導・助言・指示	公 表
対象とする耐震診断義務付け対象建築物	耐震性能がⅠランク又はⅡランクの建築物	耐震性能がⅠランク又はⅡランクの建築物
優先順位	原則として表 1 の「用途」欄の次の順。 ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④ ①～③以外の用途 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。	原則として表 1 の「用途」欄の次の順。 ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④ ①～③以外の用途 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。

(2) 指示対象建築物

① 指示対象建築物である旨の周知等

法第 15 条第 2 項に定める指示対象建築物の所有者に対して、指示対象建築物である旨の周知を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の指導・助言を積極的に行います。指示対象建築物（法により指導・助言、指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物。図 5 参照）は、表 1 のとおりです。

② 指示対象建築物の指導等の方法

・指導・助言

建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促したり、建築物定期調査報告制度を活用して啓発文書を送付し、その実施に関し相談に応じる方法で行います。

・指 示

指導・助言により耐震診断又は耐震改修の実施を促したにもかかわらず指導等に応じない場合に、具体的に実施すべき事項を示した指示書を交付する等の方法で行います。なお、指示は、指導・助言を経なくてもできるものとします。

・公 表

正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わないときに行います。

なお、指示対象建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断又は耐震改修の実施計画を策定し、計画的な耐震改修等が確実に行われる見込みがある場合については、その状況を考慮して公表の判断を行います。

公表の方法については、法に基づくものであること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があるとあり、県報や福島県のホームページへの掲載、各福島県建設事務所、市町村で閲覧等により行います。

③ 指示及び公表の対象となる建築物の選定及びその優先順位

耐震診断又は耐震改修の指示を行う建築物、及び正当な理由が無く耐震診断又は耐震改修の指示に従わないために公表する建築物について、その対象と優先順位は次の表 15 のとおりとします。

(3)「指導・助言対象建築物」

指導・助言対象建築物に対する指導等の方法

法第 14 条に基づく特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）の所有者に対して行う、耐震診断又は耐震改修の指導・助言は、所有者に建築物の耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促したり、建築物定期調査報告制度を活用して啓発文書を送付し、その実施に関し相談に応じる方法で行います。

表 15 指示及び公表の対象建築物の選定及びその優先順位

	耐震診断	耐震改修
対象とする建築物	法第 15 条第 2 項に基づく指示対象建築物（表 1 参照）	左欄の指示対象建築物で、耐震性能がⅠランク又はⅡランクの建築物
指示の優先順位	原則として表 1 の「用途」欄の ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④ ①～③以外の用途	左欄の①～④の順。 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。
公表の対象とする建築物	・昭和 46 年以前の建築物 （昭和 46 年に改正された建築基準法施行令の構造基準を満足していない建築物。阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告で、建築年と被害状況との関係から昭和 46 年以前の建築物は倒壊等の甚大な被害が大きいたことが報告されているため。）	a)耐震性能がⅠランク又はⅡランクの ①災害時の拠点となる建築物 b)耐震性能がⅡランクの ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④ ①～③以外の用途
公表の優先順位	原則として表 1 の「用途」欄の ①災害時の拠点となる建築物 ②不特定多数の者が利用する建築物 ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ④ ①～③以外用途	左欄の①～④の順。 同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

県は、法第 12 条第 3 項の規定による公表を行った耐震診断義務付け対象建築物、又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行った指示対象建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもののうち、震度 5 強程度の地震で倒壊するおそれのある耐震性能がⅠランクの建築物に対して、建築物の所有者が耐震改修などの必要な対策を行わない場合に、建築基準法第 10 条第 1 項により勧告し、これに従わない場合、同条第 2 項又は第 3 項により命令^(※)することとします。

(※) 命令……建築基準法第 10 条では、同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数 5 以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物（同法 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

3 所管行政庁との連携

所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方、建築基準法の勧告・命令制度については、その実施に当たって、法的根拠と県内の均衡を保つため所管行政庁間での十分な調整と連携を行うこととします。

第6 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

法第6条では、「各市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。また、避難路等の設定や想定される震度、液状化等については、地域の状況を踏まえて検討すべきであり、市町村の役割が大きく期待されています。

すでに県内市町村においても市町村耐震改修促進計画は策定済みですが、今後、本計画を踏まえて、市町村が市町村耐震化促進計画の見直しを行う際は、必要な助言や支援を行います。

2 関係機関との連携

(1) 福島県建築物地震対策連絡会議

県は、建築物等の地震対策の推進を図るため、県及び市町村が連携して、耐震診断及び耐震改修を推進すること等により、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安定に資することを目的として平成7年5月に「福島県建築物地震対策協議会（現「福島県建築物地震対策連絡会議」（平成27年10月に設置））を設置しており、この会議が中心となり、今後とも、既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の推進や被災建築物応急危険度判定士の養成等を実施していきます。

(2) 福島県建築行政マネジメント推進協議会

県内の所管行政庁や建築行政に関わる機関や団体が連携し、建築物の安全性の向上や、迅速かつ公正な建築確認検査の実施、さらには建築物の事故や災害等に備えた体制の維持を目的として、平成23年度に「福島県建築行政マネジメント推進協議会」を設置しており、今後とも違反建築物の解消や耐震診断・耐震改修の促進等における取組を実施していきます。

(3) 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

住宅・建築物の耐震化やリフォーム等の推進を図るため、平成21年度に県、市町村、建築関係団体、商工・経済団体、学校・大学等の教育、研究機関、金融機関、消費者団体等によって構成された「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」が設立されており、耐震化を図るため、次の事業を実施しています。

- ①公平性と透明性を確保した相談対応と行政相談窓口との連携
- ②県民、事業者、協議会会員への耐震化やリフォームに関する情報の提供
- ③耐震化やリフォーム等に関する設計、施工に関する技術の向上と普及
- ④地域経済や地域づくりに貢献する耐震化やリフォームに関する調査と研究
- ⑤福島県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画の実現のための支援

3 その他

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状等を勘案し、必要に応じて見直しを実施します。

耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めます。

表 16 耐震診断義務付け建築物
(要緊急安全確認大規模建築物) 用途・規模要件一覧

規模	用途
階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	体育館（一般公共の用に供されるもの）
階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	幼稚園、保育所
階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター - その他これらに類するもの
階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール - その他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・保健所、税務署その他これらに類する公営上必要な建築物
5,000 m ² 以上 かつ 敷地境界線から 一定距離以内に 存する建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ①火薬類 火薬類取締役法施行規則で規定する火薬類の種類及び停滞量に応じた第 1 種保安物件までの距離 ②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物、可燃性個体類、可燃性液体類又はマッチ 50 メートル（ただし、川、海その他これらに類するものに接する場合においては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を、当建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離とみなす。） ③可燃性のガス、圧縮ガス又は液化ガス 一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則に規定する可燃性のガス、圧縮ガス又は液化ガスの貯蔵設備の貯蔵能力又は処理設備の処理能力に応じた第 1 種保安物件までの距離等

表 17 防災上重要建築物一覧 (既存建築物総合防災対策推進計画要綱)

構造体を中心とする 耐震安全性の分類 目的別に安全性を確保する分類		I 類 特に構造体の耐震性能の向上を図 るべき施設	II 類 構造体の耐震性能の向上を図るべ き施設	適用
防災拠点施設	連絡通信・活動指 令等、防災拠点と して諸機能の確保 を必要とする施設	災害対策本部を設置する官公庁 ア 県庁舎 イ 県合同庁舎 ウ 市町村役場 エ 警察署 オ 消防署 カ 保健所 キ その他これに類する重要施設	災害対策本部の指揮・命令により活 動する官公庁又は特定業務を行う 施設 ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く。) イ 市町村の分庁舎 ウ その他これに類する施設	
避難施設	被災住宅の避難場 所としての期待を 担う特定施設	市町村地域防災計画に位置づけら れている施設 ア 県立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立体育館	副次的に避難施設として役割を担 う施設 ア 県立及び私立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立の社会福祉施設等 オ その他これに類する施設	当該用途 に供する 面積が 300㎡未 満の施設 を除く
緊急医療 施設	緊急時の医療活動 施設	緊急時等に医療活動の責務を有す る施設 ア 県立病院	緊急時等に医療活動の責務を有す る施設 ア 民間病院 イ 診療所 ウ その他これに類する施設	
居住施設	居住者の安全性を 確保すべき施設	居住者の安全確保に加え緊急時の 仮住居対応施設 ア 県営住宅 イ 市町村営住宅	居住者の安全確保に加え緊急時の 仮住居対応施設 ア 公舎 イ その他これに類する施設	

表 18 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性能ランク	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能ランクの説明)
I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※耐震性能ランクは、耐震診断方法毎に、平成 27 年 12 月 11 日付け国住指第 3435 号の「耐震診断義務付
け対象建築物の耐震診断の結果の公表について(技術的助言)」の別表 1 及び別表 2 に定められた構造耐震指標
(I s) 等の大小(判定式)で算定される。

表 19 防災拠点建築物一覧（第 1 次指定）

（耐震診断結果の報告期限：平成 30 年 12 月 31 日）

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
1	消防本部・福島消防署	福島市天神町 14-25	1,446	RC 造	3
2	福島消防署清水分署	福島市泉字堀ノ内 13-1	300	S 造	1
3	福島消防署西出張所	福島市上野寺字辻 48-2	330	S 造	1
4	福島市衛生処理場汚泥処理棟	福島市堀河町 9-20	2,054	RC 造	3
5	福島第一小学校（屋内運動場）	福島市杉妻町 1-24	805	RC 造	1
6	福島第二小学校（屋内運動場）	福島市浜田町 2-1	793	RC 造	1
7	福島第三小学校（屋内運動場）	福島市松浪町 3-46	821	RC 造	1
8	福島第四小学校（屋内運動場）	福島市天神町 11-31	871	RC 造	1
9	清明小学校（屋内運動場）	福島市清明町 9-31	662	S 造	1
10	三河台小学校（屋内運動場）	福島市三河南町 17-7	815	RC 造	1
11	岡山小学校（南校舎）	福島市山口字上中田 43	3,517	RC 造	3
12	岡山小学校（屋内運動場）	福島市山口字上中田 43	981	RC 造	1
13	瀬上小学校（南校舎）	福島市瀬上町字一ノ坪 28	1,608	RC 造	3
14	瀬上小学校（屋内運動場）	福島市瀬上町字一ノ坪 28	715	RC 造	1
15	鎌田小学校（北校舎）	福島市丸子字石名田 6	817	RC 造	3
16	鎌田小学校（南校舎）	福島市丸子字石名田 6	2,450	RC 造	3
17	月輪小学校（屋内運動場）	福島市鎌田字早津小屋 12	388	S 造	1
18	清水小学校（南校舎）	福島市南沢又字柳清水 20	2,272	RC 造	3
19	清水小学校（屋内運動場）	福島市南沢又字柳清水 20	968	RC 造	1
20	余目小学校（屋内運動場）	福島市宮代字瘤石 45	1,083	RC 造	1
21	矢野目小学校（屋内運動場）	福島市南矢野目字関端 2-1	1,083	RC 造	1
22	大笹生小学校（屋内運動場）	福島市大笹生字緑田 1	574	S 造	1
23	笹谷小学校（屋内運動場）	福島市笹谷字上町 18	792	RC 造	1
24	荒井小学校（北校舎）	福島市荒井北三丁目 7-4	960	RC 造	3
25	土湯小学校（校舎・屋内運動場）	福島市土湯温泉町字菅ノ沢 48	1,161	RC 造	3
26	飯坂小学校（南校舎）	福島市飯坂町字桜下 1	3,035	RC 造	4
27	飯坂小学校（屋内運動場）	福島市飯坂町字桜下 1	981	RC 造	1
28	中野小学校（屋内運動場）	福島市飯坂町中野字東森 23	578	S 造	1
29	大森小学校（北校舎）	福島市大森字南中道 4	1,544	RC 造	3
30	大森小学校（南校舎西）	福島市大森字南中道 4	1,619	RC 造	3
31	大森小学校（西校舎）	福島市大森字南中道 4	734	RC 造	3
32	鳥川小学校（屋内運動場）	福島市上鳥渡字茶中 40	1,083	RC 造	1

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
33	下川崎小学校 (校舎)	福島市松川町沼袋字戸ノ内 832-3	1,604	RC 造	3
34	下川崎小学校 (屋内運動場)	福島市松川町沼袋字戸ノ内 832-3	583	RC 造	1
35	蓬萊小学校 (屋内運動場)	福島市蓬萊町四丁目 2-1	880	RC 造	1
36	北沢又小学校 (南校舎)	福島市北沢又字愛宕 1	2,759	RC 造	3
37	北沢又小学校 (屋内運動場)	福島市北沢又字愛宕 1	981	RC 造	1
38	福島第二中学校 (北校舎)	福島市桜木町 5-20	2,752	RC 造	3
39	福島第三中学校 (屋内運動場第二)	福島市古川 44-2	830	RC 造	1
40	渡利中学校 (屋内運動場)	福島市渡利字平内町 106	750	RC 造	1
41	信陵中学校 (北校舎西)	福島市笹谷字島原 2	765	RC 造	3
42	信陵中学校 (南校舎西)	福島市笹谷字島原 2	1,119	RC 造	3
43	信陵中学校 (南校舎東)	福島市笹谷字島原 2	1,905	RC 造	3
44	北信中学校 (北校舎)	福島市鎌田字御坂家 20	2,323	RC 造	3
45	北信中学校 (南校舎中)	福島市鎌田字御坂家 20	2,263	RC 造	3
46	西信中学校(南校舎)	福島市上名倉字道上 6	2,074	RC 造	3
47	西信中学校(北校舎)	福島市上名倉字道上 6	919	RC 造	2
48	西信中学校(屋内運動場)	福島市上名倉字道上 6	846	RC 造	1
49	大鳥中学校(北校舎)	福島市飯坂町字館 1 1	2,492	RC 造	3
50	平野中学校 (屋内運動場)	福島市飯坂町平野字館ノ前 3-3	1,155	RC 造	1
51	松陵中学校 (校舎)	福島市松川町字上桜内 3-4	5,919	RC 造 ・S 造	3
52	松陵中学校 (東校舎)	福島市松川町字上桜内 3-4	290	S 造	1
53	松陵中学校 (屋内運動場)	福島市松川町字上桜内 3-4	1,308	RC 造	1
54	蓬萊中学校(東校舎)	福島市蓬萊町五丁目 14-1	4,250	RC 造	3
55	蓬萊中学校(屋内運動場)	福島市蓬萊町五丁目 14-1	1,075	RC 造	1
56	吾妻中学校 (屋内運動場)	福島市町庭坂字原田 8	824	RC 造	1
57	中央学習センター	福島市松木町 1-7	2,010	RC 造	3
58	(削除)				
59	(削除)				
60	杉妻学習センター	福島市黒岩字田部屋 53-2	672	RC 造	2
61	清水学習センター分館	福島市南沢又字柳清水 8-1	674	RC 造	2
62	吾妻学習センター分館	福島市上野寺字下平場 35-1	766	RC 造	2
63	飯野学習センター明治分館	福島市飯野町明治字北小戸明利 30	190	木造	2
64	蓬萊児童センター	福島市蓬萊四丁目 14-1	300	RC 造	2
65	市民会館	福島市霞町 1-52	5,676	RC 造	6

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
66	(削除)				
67	湯野地区体育館	福島市飯坂町湯野字暮坪山 3-4	1,047	RC 造	2
68	松川地区体育館	福島市松川町字稲荷 14	698	S 造	1
69	福島県青少年会館	福島市黒岩字田部屋 53-5	3,348	RC 造	5
70	医療生協わたり病院(北棟)	福島市渡利字中江町 34	2,553	RC 造	4
71	アクティおろしまち (旧福島卸商団地 展示場)	福島市鎌田字卸町 10-1	1,598	S 造	2
72	塩沢住民センター	二本松市塩沢町 1-238-1	799	RC 造	2
73	石井住民センター	二本松市平石町 365-1	919	RC 造	2
74	新殿住民センター	二本松市西新殿字西 1	824	RC 造	2
75	旭住民センター	二本松市百目木字向町 126	783	RC 造	2
76	戸沢住民センター	二本松市戸沢字下田 100	926	RC 造	2
77	保原体育館	伊達市保原町字宮下 111-4	2,380	RC・S 造	2
78	桑折町役場庁舎	伊達郡桑折町字東大隅 18	1,209	1 階 RC 造 2 階 木造	2
79	川俣町中央公民館	川俣町字樋ノ口 11	3,246	RC 造	3
80	川俣幼稚園	川俣町字中島 5-1	676	S 造	1
81	福田幼稚園	川俣町大字羽田字山ノ坊 15	372	S 造	1
82	福田公民館	川俣町大字羽田字姥作 6	413	RC 造	1
83	山木屋公民館	川俣町山木屋字小塚 5-8	505	RC 造	1
84	(削除)				
85	滝根行政局	田村市滝根町神俣字関場 118	2,424	RC 造	3
86	(削除)				
87	(削除)				
88	大越体育館	田村市大越町上大越字元池 175	1,648	RC 造	2
89	(削除)				
90	常葉体育館	田村市常葉町常葉字宮川 12	2,813	RC 造	2
91	(削除)				
92	(削除)				
93	(削除)				
94	七郷地区公民館	田村市船引町門沢字新館 117	584	RC 造	2
95	中央公民館	平田村大字永田字切田 158-5	1,212	RC 造	2
96	勤労者体育センター	平田村大字永田字切田 158-4	1,289	RC 造	2

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
97	白河市役所本庁舎	白河市八幡小路 7-1	9,971	RC 造	5
98	西郷村役場庁舎	西郷村大字熊倉字折口原 40	1,832	RC 造	2
99	(削除)				
100	三神公民館	矢吹町神田西 130-1	874	RC 造	1
101	矢吹町役場庁舎	矢吹町一本木 101	2,591	RC 造	3
102	(削除)				
103	(削除)				
104	(削除)				
105	(削除)				
106	(削除)				
107	(削除)				
108	(削除)				
109	会津若松市役所本庁舎	会津若松市東栄町 3-46	4,072	RC 造	3
110	北公民館	会津若松市高野町大字上高野字村前 28	895	RC 造	2
111	南公民館	会津若松市門田町大字中野字大道西 13	1,027	RC 造	2
112	北会津公民館	会津若松市北会津町中荒井字宮西 1-1	1,119	RC 造	2
113	河東公民館	会津若松市河東町郡山字中子山 32	1,064	RC 造	2
114	ふれあい体育館	会津若松市一箕町大字八幡字八幡 2-1	2,147	S 造	2
115	会津若松市文化センター	会津若松市城東町 14-52	5,643	RC 造	3
116	若宮コミュニティセンター附属体育館	会津坂下町大字牛川字寿ノ宮 1715	768	S	1
117	金上コミュニティセンター附属体育館	会津坂下町大字福原字福川原 913	602	S	1
118	広瀬コミュニティセンター附属体育館	会津坂下町大字青木字青木 139	708	S	1
119	八幡コミュニティセンター附属体育館	会津坂下町大字塔寺字北原 787	652	S	1
120	(削除)				
121	坂下厚生総合病院	会津坂下町字逆水 50	13,582	RC	5
122	本名公民館	金山町大字本名字清水 807	415	S 造	2
123	沼沢集会所	金山町大字沼沢字上田表 962-1	325	S 造	2
124	横田公民館	金山町大字横田字居平 601-1	415	S 造	2
125	昭和村役場庁舎	昭和村大字下中津川字中島 652	1,103	RC 造	2

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
126	旧小野川分校	昭和村大字小野川字後沢 508	787	RC 造	2
127	昭和村生活改善センター	昭和村大字下中津川字中島 652	486	S 造	2
128	大芦管理センター	昭和村大字大芦字宮田 1588	525	S 造	2
129	へき地保健福祉館	昭和村大字大芦字中組 48	218	S 造	1
130	小野川生活改善センター	昭和村大字小野川字前田 671	204	S 造	2
131	喜多方市役所熱塩加納総合支所	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000	2,027	RC 造	3
132	喜多方市役所高郷総合支所	喜多方市高郷町西羽賀字十二林 2820	1,467	RC 造	2
133	熱塩加納体育館	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000	1,985	RC 造	2
134	塩川福祉センター	喜多方市塩川町字東岡 320-1	1,436	RC 造	3
135	山都体育館	喜多方市山都町字広中新田 1165	1,965	RC+S 造	2
136	山都開発センター	喜多方市山都町字律田 960	1,490	RC 造	3
137	磐梯町役場庁舎	磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855	2,085	RC 造	3
138	南会津町役場館岩総合支所	南会津町松戸原 50	1,728	RC 造	3
139	南会津町役場伊南総合支所・伊南会館	南会津町古町字館跡 998	2,967	RC 造	3
140	南会津町役場南郷総合支所	南会津町山口字村上 864	1,260	RC 造	2
141	旧針生小学校校舎	南会津町字針生字下宮 238	1,246	RC 造	4
142	南郷体育館	南会津町山口字村上 1074	4,342	RC+S 造	3
143	下郷町町民体育館	下郷町大字高碓字人数平乙 1122	2,315	S 造	2
144	檜枝岐村役場庁舎	檜枝岐村字下ノ原 880	974	RC 造	3
145	只見町役場庁舎	只見町大字只見字雨堤 1039	2,080	R C 造	3
146	明和振興センター	只見町大字小林字上照岡 1300	1,391	R C 造	2
147	川内村役場庁舎	川内村大字上川内字早渡 11- 2 4	1,402	SRC 造	2
148	川内村コミュニティセンター	川内村大字上川内字小山平 15	1,385	RC 造	2
149	川内村村民体育センター	川内村大字上川内字小山平 501-12	1,124	S 造	2

表 20 防災拠点建築物一覧（第 2 次指定）

（耐震診断結果の報告期限：令和元年 12 月 31 日）

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
150	福島南消防署杉妻出張所	福島市郷野目字東 1-4	146	S 造	1 階
151	大波小学校（屋内運動場）	福島市大波字滝ノ入 1	364	S 造	1 階
152	さとうクリニック内科・消化器科	福島市方木田字中屋敷 1-1	327	木造	1 階
153	AXC ビル	福島市栄町 12-18、12-19 の一部、 12-20 の一部	22,592	SRC 造	12 階
154	飯坂ホテル聚楽 1 期	福島市飯坂町字西滝ノ町 27	6,357	SRC 造	8 階
155	飯坂ホテル聚楽 2 期		2,601	RC 造	3 階
156	飯坂ホテル聚楽 3 期		3,964	RC 造	7 階
157	飯坂ホテル聚楽 4 期		8,641	RC 造	7 階
158	飯坂ホテル聚楽 5 期		776	RC 造	5 階
159	医療生協わたり病院(管理棟)	福島市渡利字中江町 34	279	S 造	1 階
160	郡山市田村行政センター	郡山市田村町岩作字穂多礼 72	786	RC 造	2
161	郡山市湖南行政センター	郡山市湖南町福良字家老 9381-2	694	RC 造	2
162	郡山市立小原田地域公民館	郡山市小原田四丁目 3-4	387	RC 造	1
163	郡山市立開成地域公民館	郡山市開成三丁目 14-10	391	RC 造	2
164	郡山市立久留米地域公民館	郡山市久留米三丁目 46	396	RC 造	2
165	郡山市立赤木地域公民館	郡山市赤木町 7-19	438	RC 造	2
166	郡山市立桑野地域公民館	郡山市亀田一丁目 28-4	668	RC 造	2
167	郡山市立大槻公民館大槻分室	郡山市大槻町字中柵 31-1	700	RC 造	2
168	郡山市立大成地域公民館	郡山市鳴神二丁目 55	395	RC 造	2
169	郡山市立柴宮地域公民館	郡山市安積町荒井字前田 24-1	428	RC 造	2
170	郡山市立富久山公民館富久山分室	郡山市富久山町久保田字久保田 216	1,473	RC 造	2
171	郡山市立行徳地域公民館	郡山市富久山町久保田字榊形 43	394	RC 造	2
172	郡山市立湖南公民館	郡山市湖南町福良字家老 9390-4	508	S 造	2
173	郡山市立安積公民館安積分室	郡山市安積一丁目 30	1,702	RC+S 造	2
174	武道館	須賀川市上北町 1-5	1,332	RC 造	1 階
175	長沼体育館	須賀川市長沼字鹿之内入 2-3	1,505	RC 造	1 階
176	三春町役場庁舎	三春町字大町 1-2	2,254	RC 造	4 階
177	中央公民館	石川町字高田 200-2	1021	RC+S 造	2 階

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ 面積 (㎡)	構造	階数
178	老人福祉センター	石川町字松木下 88	426	S 造	1 階
179	旧中谷第一小体育館	石川町大字形見字形見 217	560	S 造	1 階
180	旧南山形小学校体育館	石川町大字板橋字八升蒔 25	560	S 造	1 階
181	沢田自治センター	石川町大字沢井字大池下 77-1	454	木造	1 階
182	母畑自治センター	石川町大字母畑字小田口 43	365	木造	1 階
183	野木沢自治センター	石川町大字中野字水無 59	349	木造	1 階
184	旧下関河内小学校（体育館）	矢祭町大字下関河内字天神前 58	405	S 造	2 階
185	会津坂下町役場庁舎	会津坂下町字市中三番甲 3662	2,680	RC+S 造	5 階
186	高田厚生病院	会津美里町字高田甲 2981	3,533	RC 造	4 階
187	幾世橋小学校(屋内運動場)	浪江町大字北幾世橋字植畑 1 1	576	S 造	1 階
188	浪江中学校(屋内運動場)	浪江町大字川添字南大坂 2 8	1,407	S 造	1 階
189	浪江東中学校（屋内運動場）	浪江町大字幾世橋字来福寺西 7 3	1,064	S 造	1 階
190	大原集会所	いわき市小名浜大原字小屋 61-5	166	S 造	1 階
191	錦公民館	いわき市錦町中迎一丁目 12-2	528	RC 造	2 階
192	高坂保育所①	いわき市内郷高坂町一丁目 75-2	430	木造	1 階
193	高坂保育所②		261	木造	1 階
194	御厩保育所	いわき市内郷御厩町下宿 99	343	木造	1 階
195	いわき市本庁舎	いわき市平字梅本 21	23,486	SRC 造	8 階
196	いわき市小川支所	いわき市小川町高萩字下川原 15	697	木造	2 階
197	いわき市川前支所	いわき市川前町川前字五林 6	786	S 造	2 階
198	文化センター（中央公民館）	いわき市平字堂根町 1-4	8,593	RC 造 一部 S 造	6 階
199	小名浜消防署（西棟）	いわき市小名浜字山神北 39-2	1,456	RC 造	2 階
200	小名浜消防署（東棟）		754	RC 造	2 階
201	内郷消防署	いわき市内郷綴町大木下 18	588	RC 造	2 階
202	川前分遣所	いわき市川前町川前字五林 29-1	125	木造	1 階
203	田人分遣所	いわき市田人町旅人字下平石 137-1	123	木造	1 階
204	南部衛生センター 管理棟	いわき市錦町須賀 8-139	740	RC 造	2 階
205	南部衛生センター 二次処理 付帯室		220	RC 造	1 階
206	北部清掃センター 管理・工場棟	いわき市平上片寄字大平 23	5,158	RC 造	4 階
207	北部清掃センター 水処理棟		147	RC 造	2 階
208	環境監視センター 庁舎	いわき市小名浜大原字六反田 22	931	RC 造	2 階
209	環境監視センター 倉庫		212	S 造	1 階

表 21 防災拠点建築物一覧（第 3 次指定）

（耐震診断結果の報告期限：令和 3 年 12 月 31 日）

No.	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)	構造	階数
210	医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡 149 番地	4,734	RC 造	5 階
211	三島町役場・三島町町民センター	三島町大字宮下字宮下 350 番地	2,606	RC 造	3 階
212	社会福祉センター	いわき市平字菱川町 1-3	3,318	RC 造	6 階

表 22 大地震時にその円滑な通行を確保すべき避難路（緊急輸送道路）の指定

（耐震診断結果の報告期限：令和 3 年 12 月 31 日）

指定する路線名	左の路線のうち指定する区間
国道 4 号	福島市黒岩字榎平地内～福島市瀬上町 瀬上橋交差点
国道 6 号	いわき市四倉町字東一丁目地内～ いわき市四倉町四倉港入口交差点
国道 4 9 号	郡山市安積町日出山一丁目地内～郡山市喜久田町 東権現橋
国道 1 1 8 号	会津若松市一箕町大字亀賀 北柳原交差点～ 会津若松市門田町大字中野字屋敷地内
主要地方道小名浜平線	いわき市小名浜字定西地内～いわき市小名浜岡小名字高田地内

（指定区間の図は補足資料「沿道建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路」参照）

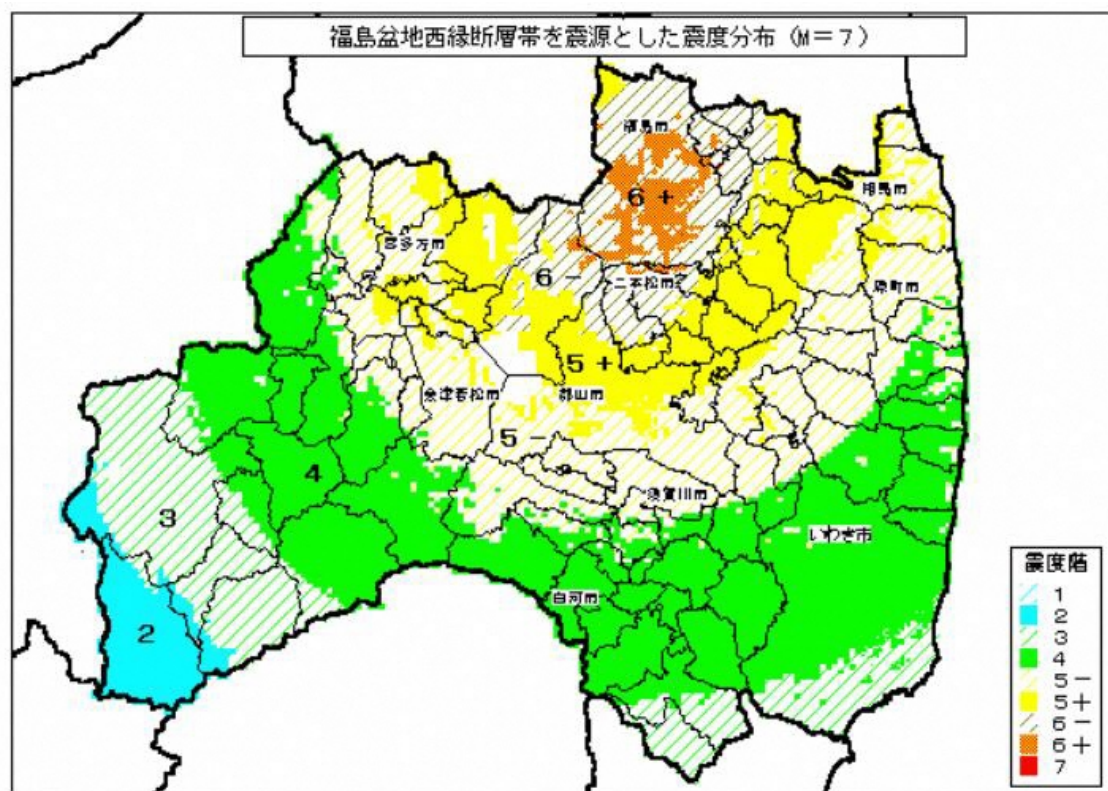


図1 4 - 1 福島盆地西縁断層帯 想定地震による市町村別最大震度分布

(福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 平成28年修正)

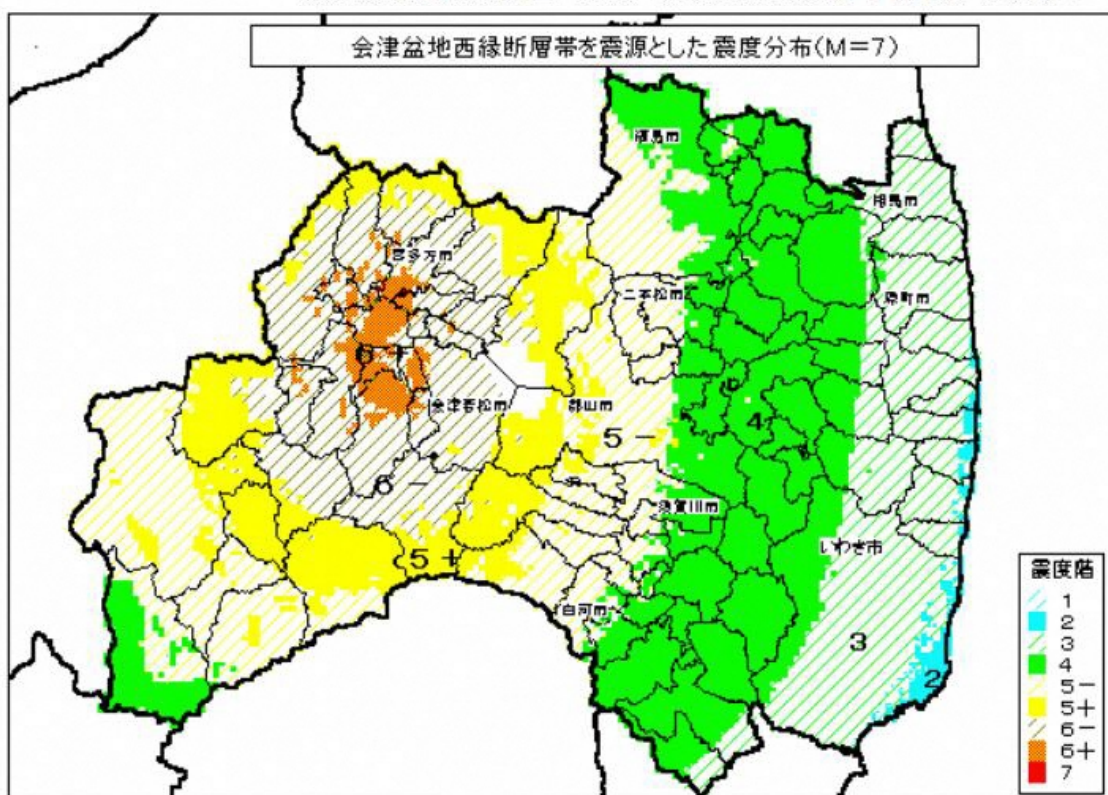


図1 4 - 2 会津盆地西縁断層帯 想定地震による市町村別最大震度分布

(福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 平成28年修正)

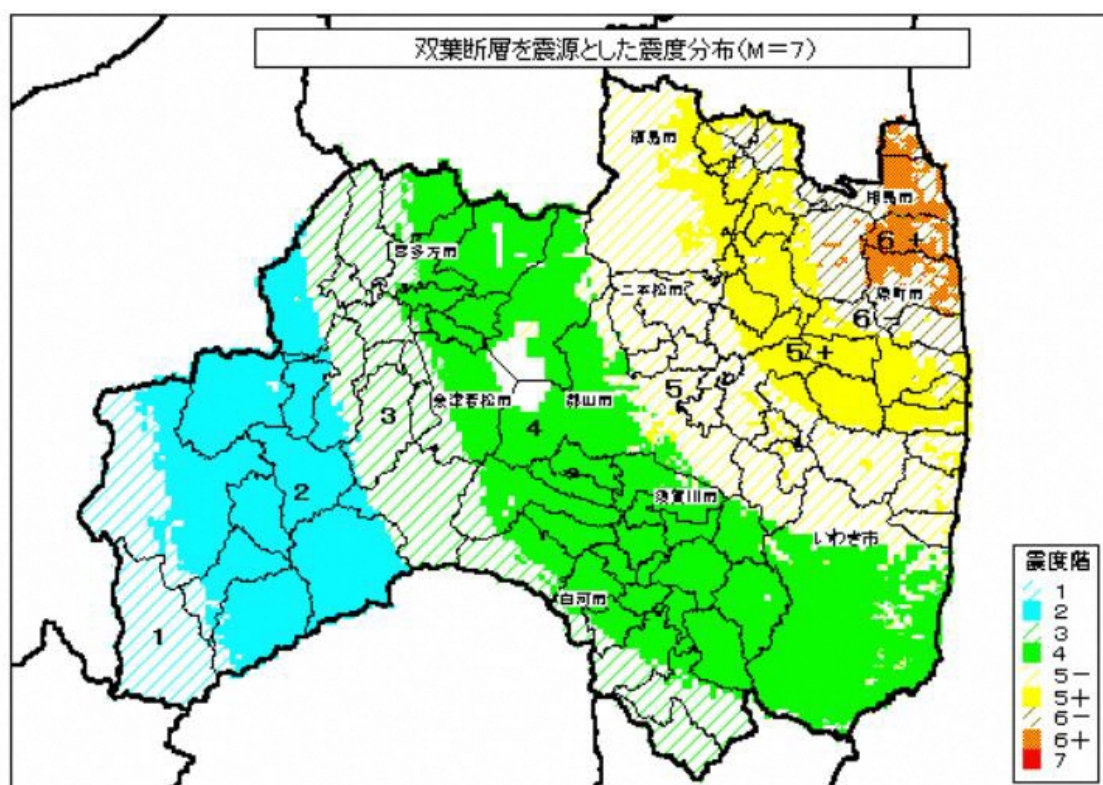


図1 4 - 3 双葉断層 想定地震による市町村別最大震度分布
(福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 平成28年修正)

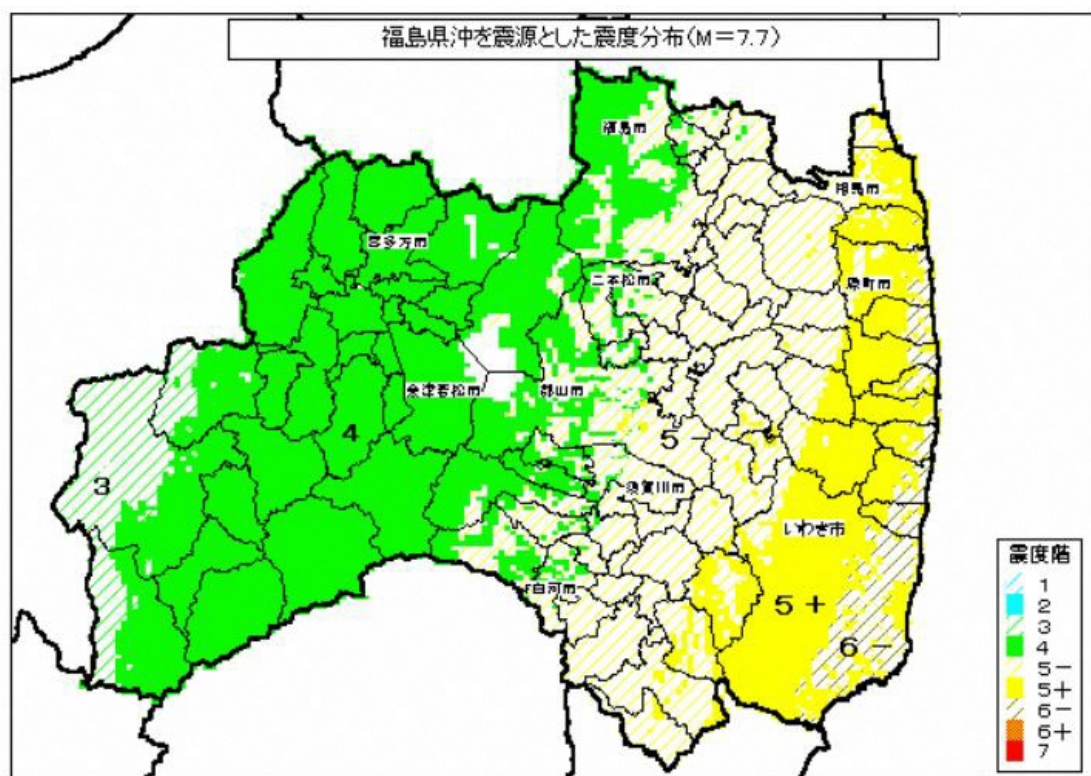


図1 4 - 4 福島県沖 想定地震による市町村別最大震度分布
(福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 平成28年修正)